

# 『居住福祉研究』編集規程

2008年5月24日

改正2009年5月9日

改正2026年1月31日

第1条 本規程は、居住福祉学会の学会誌『居住福祉研究』（以下、本誌と略す）の編集、刊行に関する事項を定めるものとする。

第2条 本誌は、主として本会会員による居住福祉研究の成果発表にあてる。

第3条 本誌は、年1回、刊行する。

第4条 本誌の編集、および刊行は、学会誌編集委員会と学術委員会が担当する。

- (1) 学術委員会は、会員から提出された査読付き論文の出稿手続きを担う。
- (2) 学会誌編集委員会は、それ以外の本学会の行事の記録、自由投稿論文、評論等の編集を担う。

第5条 編集上の重要な事項は、運営委員会と協力の上で決定する。

第6条 本誌は、以下の論文等を掲載する。

- (1) 査読付き論文
- (2) 自由投稿論文（原則として未発表のものに限る）
- (3) 居住福祉評論（同）
- (4) 学会関係諸行事等の記録
- (5) その他、運営委員会が必要と認めたもの

第7条 本学会員は、論文等を「居住福祉研究」に投稿する場合、第6条に定めた論文等のうち希望する種別とその理由と論文等の趣旨を学術委員会、学会誌編集委員会の両委員会と本学会事務局に通知し、両委員会の協議で論文等の送付先を決定する。

第8条 投稿者は、学術委員会または学会誌編集委員会が指定した期日までに、論文等を送付しなければならない。

第9条 査読付き論文については、レフェリーによる査読の結果に基づき学術委員会が修正の指示および採否の決定を行う。レフェリーは、学術委員会が選定する。

第10条 学会誌編集委員会は、第6条（2）～（5）のほか、本学会の大会・集会等で発表されたもので、企画委員会、学術委員会、学会誌編集委員会から投稿を依頼されたものの編集を担う。

第11条 他の雑誌、書籍等からの転載が必要と認められるものは、運営委員会にその旨を通知し承認を得なければならない。加えて、出版元、著者等の承諾を得た上で、誌上にその旨を明記しなければならない。

附則（1） 本規程は、2026年1月31日から施行する。

（2） 本規程に関わる投稿規程、執筆要項等は、運営委員会の承認を得るものとする。

（3） 本規程の変更は、日本居住福祉学会の暫定体制中は運営委員会の議を経ることを要する。2027年4月以後は、理事会の議を経ることを要する。